

# 常勤役員給与規程

## (目的)

第1条 この規程は、常勤役員の給与に関し必要な事項を定めるものとする。

## (給与の支給)

第2条 紹介として報酬及び通勤手当を支給する。

2 前項の規定にかかわらず、職員を兼務する常勤の役員にあっては、報酬及び通勤手当は支給せず、別に定める「宮城県信用保証協会給与規程」及び「宮城県信用保証協会退職給与規程」に基づく、職員としての給与を支給する。

## (報酬)

第3条 報酬は理事会で決定する。

2 常勤役員各々の報酬額は、年間総額の範囲内で、会長が定めるものとする。

## (支給日、支給方法)

第4条 支給日、支給方法は給与規程を準用するものとする。

## (その他)

第5条 この規程に定めのない事項については、給与規程を準用する。

## 附 則

この規程は平成12年1月1日から施行する。

## 附 則

この規程は平成19年4月1日から施行する。

## 附 則

この規程（平成20年2月6日付、決裁による一部改正規程）は、平成20年2月7日から施行する。

## 附 則

1 この規程は、平成20年8月13日から施行する。

2 宮城県信用保証協会常勤役員退職手当規程（平成14年7月31日施行）は、平成20年8月13日限り廃止する。

附 則

この規程は平成22年5月31日から施行する。

附 則

この規程は、平成26年3月25日から施行する。